

同窓会規約

(設置)

第 1 条 本会は長野県上田千曲高等学校同窓会と称し、事務所を上田市内におく。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦向上をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第 3 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 母校充実に対する協力、援助ならびに P T A との連絡提携
- (2) 会員相互のコミュニケーションを図るための会員大会の開催
- (3) 親睦会、講習会、研究会、座談会等の開催および会報発行
- (4) 社会上必要と認めた事項への協力
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は次の 4 種とする。

- (1) 上田女子実業補習学校、長野県上田実科高等女学校、長野県上田市立高等女学校、長野県上田市立商工学校、前 2 校の併設中学校、長野県上田工業学校、長野県上田商工学校、長野県上田市立高等学校ならびに長野県上田千曲高等学校の卒業生をもって正会員とする。但し、在籍した者で、会の目的に賛同し、役員会で認められた者につき会員となることができる。
- (2) 母校現職員を特別会員とする。
- (3) 旧職員を客員とする。
- (4) 長野県上田千曲高等学校に生徒として在籍するもので、別に定める会費のうち、入会金を納入した者を準会員とする。
- (5) 会員は、次に掲げる権利を、本会に対して行使することができる。
 - ア 同窓会規約の閲覧等
 - イ 同窓会員名簿、役員・代議員名簿の閲覧等
 - ウ 総会の議事録の閲覧等
 - エ 監査報告書等の閲覧等
 - オ 決算書等の閲覧等

(会員資格の喪失)

第 5 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣言
- (3) 除名

(除名)

第 6 条 会員が次の各号に該当するときは総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の会員として義務に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき。

(代議員)

- 第 7 条 代議員は各支部 1 名とし、支部長又は副支部長がこれを兼任する。
但し、支部会員が 5 0 0 名を超える支部は、代議員を 2 名選出することが出来る。

(代議員の任期)

- 第 8 条 代議員の任期は 2 年とする。ただし再選は妨げない。
2 補欠による代議員の任期は前任者の残任期間とする。

(機 関)

- 第 9 条 本会に次の機関をおく。
(1) 総会
(2) 理事会
(3) 会員大会

(総 会)

- 第 1 0 条 総会は会長、会長代行、副会長、理事、監事、代議員、顧問、相談役および会長が指名する会員をもって構成する。
2 総会は、次の事項について決議する。
(1) 予算、決算及び事業に関すること
(2) 同窓会規約の変更
(3) 代議員、理事及び監事の選任及び解任
(4) 解散及び残余財産の処分
(5) その他同窓会規約で定められた事項
3 総会は、定時総会として毎年 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。
4 総会は、会長が招集する。ただし、代議員の 5 分 1 以上の代議員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時総会の招集を請求することができる。
5 総会の議長は、会長の指名により、出席代議員及び理事のうちから選任される。
6 総会の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
7 総会の議事については議事録を作成する。
8 議長及び出席した代議員・理事のうちから議長に指名され、選出された 2 名以上の議事録署名人は、議事録に記名押印する。

(会員大会)

- 第 1 1 条 会員相互の親睦を深め、また会員の意見集約のために会員大会を年 1 回開催する。

(役 員)

- 第 1 2 条 本会に次の役員をおく。
(1) 名誉会長 1 名
(2) 会 長 1 名
(3) 会長代行 1 名
(4) 副 会 長 若干名
(5) 総務部理事・企画部理事・広報部理事・会計理事それぞれ若干名
(6) 幹 事 若干名
(7) 監 事 4 名

(役員の仕事)

第13条 本会の役員の仕事は次の通り定める。

- (1) 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。
- (2) 会長代行は会長を補佐し、会長と共に一切の会務を総理する。
- (3) ア 副会長は会長・会長代行を補佐し、会長・会長代行事故あるときはその代理をする。
イ 副会長は、総務部・企画部・広報部・会計部の各正副部長を務める。
- (4) 理事は会務の運営にあたる。
- (5) ア 総務部は、会務全体の運営にあたる。
イ 企画部は、事業計画と実施にあたる。
ウ 広報部は、会報発行、協力金及び寄付金等のPRにあたる。
エ 会計部は、年度収支予算、決算及び特別事業等の会計を行う。
- (6) 幹事及び事務局は庶務、会計を行う。
- (7) 監事は、理事の職務及び執行を監査し、監査報告を作成する。

(役員を選出)

第14条 本会の役員選出は、次のように定める。

- (1) 名誉会長に母校の校長を推戴する。
- (2) 会長、会長代行は総会において正会員中より選出する。
- (3) 副会長、理事および監事は総会において正会員中より選出する。
- (4) 幹事は会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は2年とする。ただし再選は妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(理事会)

第16条 本会に理事会をおく。

- 2 理事会は、会長、会長代行、副会長、理事、監事、幹事をもって構成する。
- 3 理事会は、総会に付すべき事項の検討、本会の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、本会の資産の管理等の職務を行う。
- 4 理事会は会長が招集し、議長は会長が指名する。
- 5 理事会の決議は過半数の構成員が出席し、その過半数をもって行う。

(顧問・相談役)

第17条 本会に顧問・相談役をおくことができる。

- 2 顧問・相談役は、本会に特に関係のあった者で理事・代議員会において推薦する。
- 3 顧問・相談役は、会の重要事項の諮問に預かる。

(支部の設置)

第18条 本会に支部をおく。

- 2 支部には支部長および副支部長等の役員をおき、所属する会員の中から互選する。
- 3 支部の区域、運営等については別に定めるものとする。

(会 計)

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、事業費、その他をもってあてる。
会費は会員が納めることを原則とし、入会金は入学と同時に納めるものとする。
 - 3 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返戻しない。ただし、準会員の入会金は除く。
 - 4 本会は、支部の活動費として助成金の他、募金活動及び事業等による収入の内から応分の還付金を総会の議決を経て支給するものとする。

(補 則)

- 第20条 本規約施行上に必要な細則は、別に定める。

付 則

- 本規約は昭和23年 4月 1日から施行する。
昭和45年 4月 1日改正
昭和63年10月16日改正
平成10年 7月 8日改正
平成18年 6月25日改正
平成24年 9月15日改正
平成27年 2月21日改正

歴代会長

佐藤 次雄	昭和43年4月～昭和44年3月
中野 隆雄	昭和44年4月～昭和50年3月
滝崎 隆	昭和50年4月～昭和55年3月
成澤 秀敏	昭和55年4月～平成10年6月
久保田高冬	平成10年7月～平成16年6月
宮澤 令行	平成16年7月～平成20年6月
大川 秀一	平成20年7月～平成24年9月
若林 邦彦	平成24年9月～

(昭和23年4月両校が合併以来会則により昭和43年3月まで母校の校長が同窓会長を兼務した。)